

令和3年2月17日

教員（非常勤講師を含む）の皆様へ

学 長

令和3年度前期における授業・ゼミ等の実施方針について

令和3年度前期の授業・ゼミ等の実施については、別紙のとおりレベルを定め、「R3レベル2」により開始することといたします。

依然、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見通せない中、引き続き、感染防止対策を講じたうえで、原則、対面によるものとしつつ、教室の規模や受講者数、教育効果などを勘案し、非対面やハイブリッドによる授業も取り入れていくこととなります。

先生方におかれましては、大変なご苦勞をおかけしますが、この実施方針についてご理解いただき、教育の充実に向けてご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、今後の状況により、レベルの変更等を行うことがあります。その際は、事前にお知らせいたしますので、あらかじめご承知おきください。

令和3年度前期における対面による授業・ゼミ等の実施について

- 方針1 R3レベル0～2については、原則として対面による実施とする。（非対面の場合は事前に届け出）
ただし、非対面で実施した方が対面で実施するよりも教育効果が見込まれる科目については、非対面、ハイブリッドによる実施を可とする。
- 方針2 R3レベル3～5については、原則として対面による実施としない。（対面の場合は事前に届け出）
- 方針3 教育効果を高めるとともに、学生と教員、及び学生同士の交流の場を確保し、大学生活をより充実したものにするために、1回生の導入科目や、教職科目のうち対面による実施の効果の高い科目を優先して教室を割り振る。

緊急事態等対策本部・教育課程開発室

レベル		R3レベル0	R3レベル1	R3レベル2	R3レベル3	R3レベル4	R3レベル5	
実施方針		原則、対面による実施とする （非対面の場合は事前に届け出） 非対面で実施した方が教育効果が見込まれる科目については、非対面、ハイブリッドも可			原則、対面による実施としない （対面の場合は事前に届け出）			
授 業	講義 (卒論・修論等発表会 含む)	○	教室収容定員2/3以下○	教室収容定員1/2以下○	教室収容定員1/2以下○	(非対面)	(非対面)	
	実験・実技		○		教室収容定員1/2以下○			
	学外授業		事前に届け出	事前に届け出	事前に届け出	事前に届け出	(停止)	
ゼミ・個別指導(卒論・修論 等の個別指導を含む)	○		○	○	教室収容定員1/2以下○	(非対面)		
学生の学内での自習					事前に入構申請		(停止)	
教育実習 介護等体験 学校フィールド演習Ⅰ・Ⅱ		実習校・各施設等の判断による						(停止)

- ※1：いずれのレベルにおいても、対面の場合は「3密」回避等、感染防止対策を教員の管理・責任のもとで徹底する。マスクの着用、及び事前・事後の手指・器具・机等の消毒は必須。
- ※2：「ハイブリッド」とは、クラスを対面受講者とリアルタイム（またはオンデマンド）配信受講者に分け、同時に受講したり、受講者を週ごとに入れ替える授業方法、又は、15回の授業のうち、半数回を対面、半数回を非対面とする授業方法とする。
- ※3：「教室の収容定員の「2/3」とは、3人用机に、1席あけて2名が着席するイメージ。
- ※4：R3レベル1～3においては、101教室は学内で非対面授業を受講する教室として確保するので使用不可。
- ※5：履修者実績に基づき教務課において事前に教室の割り振りを行う。
- ※6：「事前に届け出」は、教員が教務課へ届け出ることをいう。「審査・許可制」ではないが、内容によっては教務課や緊急事態等対策本部で検討して不可になる場合もある。
- ※7：「事前に入構申請」は、学生自身が学生支援課に申請することをいう。同課で検討して不可になる場合もある。
- ※8：学生の通学における感染の不安は、R3レベル1以上の場合において考慮することとする。
- ※9：今後、各レベルの間にレベルを設けるなど、変更することがある（レベル1.5、2.5、…等）。変更の場合は遅くとも2週間前には発令するが、感染状況により急な変更をお願いする場合もある。
なお、変更前より緩和された場合、変更前と同様の対応でも構わない。
- ※10：レベルの設定は、社会における感染状況や、国・奈良県の指針等に即し、緊急事態等対策本部と教育課程開発室で検討していく。